

中型まき網漁業（しいらまき網）の漁業許可にかかる制限措置の内容と申請すべき期間

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関 の馬力数	船舶の総ト ン数	漁業者 の数	漁業を営む者 の資格	許可又は起業の認可を 申請すべき期間
しいらまき網	[点の位置] 基点甲 大山岬突端 点ア 四十寺山頂から行当岬突端を見通 した線と神の峰頂上から磁針方位 188度0分の線（大山岬突端から磁 針方位180度0分の線）との交点 [区域] 基点甲と点アとを結ぶ直線及び点アから磁 針方位172度0分の線以西並びに高岡・幡多郡 界共同漁業権境界基点から磁針方位120度0分 の線に至る海域。ただし、距岸5,000メートル 以内の海域を除く。	3月1日 から同月 31日まで 及び12月 1日から 同月31日 まで	定めなし	20トン未満	8	定めなし	令和8年9月25日から 同年10月24日まで
	高岡郡・幡多郡界から磁針方位120度0分の 線以西及び土佐清水市足摺岬突端から磁針方 位120度0分の線に至る海域。ただし、距岸 5,000メートル以内の海域を除く。	3月1日 から12月 31日まで					